

自動車リサイクル法の施行に向けた政省令の整備の考え方について

． 総 論

昨年7月に成立した自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)は、本年1月11日から第一段階施行がされ、あわせて対象となる自動車の定義や自動車製造業者等が引き取って再資源化する義務を有する指定回収物品の指定等に係る一部の政省令が制定されたところ。本格施行は平成16年末を目途とし、これに先行して平成16年7月を目途に解体業の許可等をはじめとした準備行為にあたる部分が施行されることとなる予定。

自動車リサイクル法は関連する業者が多種多様でかつ多数にのぼり、許可基準や各種の義務を果たすための諸準備に十分な時間を要するため、今夏中目途に必要な政省令の大部分を制定し、実務運用を含めた詳細の検討と準備にかかることが可能となるようにすることが重要。

このため、今般、以下において、整備すべき政省令の内容の考え方について整理することとする。当該考え方に基づき、法制的な整理を踏まえた上で、最終的な政省令その他の関係規定が制定されることになる。

． 法第2章 再資源化等の実施

【1．使用済自動車等の引取りに関することについて】

(1)引取拒否可能な正当な理由(法第9条第1項第2号、第11条、第15条、第17条第1項、第18条第3項、第21条関係)

引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者及び自動車製造業者等は、自動車リサイクル法の規定により使用済自動車、解体自動車(いわゆる廃車ガラ)、特定再資源化等物品について引取義務を有するが、主務省令で定める正当な理由がある場合には、引取拒否が可能となっている。主務省令では具体的に以下の内容を規定する。

引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者における正当な理由

イ) 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車(解体自動車)の引取りが困難である場合(例えば、事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定)

ロ) 使用済自動車(解体自動車)に異物が混入している場合(他のゴミが詰められている場合を想定)

ハ) 使用済自動車(解体自動車)の引取りにより、使用済自動車(解体自動車)の適正な保管に支障が生じる場合(例えば、大量一括持ち込みの要請がある場合や乗用車販売店に大型商用車が持ち込まれる場合など、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合を想定)

二) 使用済自動車(解体自動車)の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合

(例えば、

- ・ 使用済自動車等の引取りの際の車両本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行(地域性についても玩味したもの)と著しく異なるものである場合
- ・ 極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
- ・ 引取り側の合意(条件交渉)なく一方的に使用済自動車等が置いていかれてしまう場合
- ・ 普通乗用車しか引き取らない解体業者に大型自動車を引き取るよう要請された場合

などを想定)

ホ) 使用済自動車(解体自動車)の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合

(法令の規定には、自動車リサイクル法も含まれる(例えば、解体業者が再資源化基準に違反してバッテリーを取り外していない場合等も含む)。その他例えば、盗難車と分かっているの引取りやフロン類回収業者において高圧ガス保安法違反になる場合なども想定)

なお、自動車リサイクル法上、引取業者には、使用済自動車を引き取る際にリサイクル料金の預託がされているか否かを確認し、されていない場合は預託すべき旨を告知する義務があるが、その場合が引取拒否事由となることについては既に自動車リサイクル法上で法定されている。

自動車製造業者等における正当な理由

- イ) 天災その他やむを得ない事由により特定再資源化等物品の引取りが困難である場合（例えば、天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定）
- ロ) 特定再資源化等物品に異物が混入している場合（例えば、A S Rに他のゴミが混入している場合を想定）
- ハ) 特定再資源化等物品の引取りが法第22条第1項の規定により自動車製造業者等が定める引取基準に適合しない場合
- ニ) 特定再資源化等物品の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（法令の規定には、自動車リサイクル法も含まれる。その他例えば、自動車製造業者等の指定引取場所で高圧ガス保安法に違反する場合なども想定）

(2)自動車製造業者等又は指定再資源化機関が定める引取基準（法第22条関係）

自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、自動車リサイクル法上、A S R、エアバッグ類（ガス発生器）及びフロン類をそれぞれ破砕業者、解体業者、フロン類回収業者から引き取るが、多種多様かつ多数の事業者からの引取りを行うことに鑑み、その適正かつ確実な引取りを確保する観点から、自動車リサイクル法第22条において各事業者が引渡し時に従うべき「引取基準」を定めることができることとなっている。

引取基準は、主務省令で定める基準に従って、主務省令で定める事項について定めることとなっている（主務省令で定める基準に適合していない引取基準に対しては、主務大臣が勧告・命令することができる）。

主務省令で定める引取基準で定めることができる事項は、特定再資源化等物品の性状、引取りの方法、荷姿、である旨主務省令で規定する。

実務上は以下のように想定されるところ。

- ・ A S R については、例えば以下のような内容が自動車製造業者等によって定められることが想定されるが、いずれしても、今後自動車製造業者等と破砕業者の間で実務を十分に検討・調整する必要があると考えられる。

性状として、引取りの際の水分含有量、土砂の含有量、A S R に他の廃棄物等を混入させないこと（ただし、水分、土砂の含有量等の性状については、実態を十分に考慮に入れて現実的な基準とすることについても検討する必要があり、また性状に関する具体的な検証方法についても検討する必要がある。）

引取りの方法として、いつどのようなタイミングで、どのような事務手続で引取りを行うかの方法（電子マニフェスト制度上の引渡報告との関係を含む）

荷姿として、自動車製造業者等及び破砕業者双方の効率性の観点から適当な大きさのトラック単位での引取り

- ・ エアバッグ類については、例えば、どのような事務手続で引取りを行うかの方法（電子マニフェスト制度上の引渡報告との関係やパレットに梱包されるエアバッグ類（ガス発生器）に係る車台を特定する情報（例えば車台番号）を記載した書面の添付などを含む）や荷姿として安全かつ効率的な運搬が可能なように自動車製造業者等が指定する専用パレットに梱包しての引取りといった内容となることが想定される。
- ・ フロン類については、相当程度現状のフロン回収破壊法における運用を踏襲した内容となることが想定されるが、例えば、どのような事務手続で引取りを行うかの方法（電子マニフェスト制度上の引渡報告との関係やボンベ・パレット番号を記載した書面の添付などを含む）やボンベ・パレットの大きさといった荷姿についての内容となることが想定される。

主務省令で定める引取基準を定める際の基準として、「引取基準が特定再資源化等物品の引取りの能率的な実施及びフロン類回収業者、解体業者又は破砕業者による特定再資源化等物品の円滑な引渡しが確保されるよう勘案して合理的な範囲内で定められたものであること」を主務省令で規定する。

(3)指定引取場所（法第40条関係）

自動車製造業者等は、自らが定める指定引取場所において特定再資源化等物品の引取りを行う義務を有するところ、自動車リサイクル法では、指定引取場所の設置が不適正でありASR等の引渡しに支障が生じている場合には関連事業者が主務大臣に申し出、必要な場合には主務大臣が勧告する仕組みとなっている。

主務省令においては、関連事業者の申出の方法として、関連事業者の名称・登録番号又は許可番号や事業所の名称・所在地、支障が生じている指定引取場所の所在地と自動車製造業者等の名称、支障が生じるおそれがあると認められる相当の事由を記載した書面を主務大臣に提出すべき旨を規定する。

なお、指定引取場所については、引き渡す側の業者と自動車製造業者等の双方の利便性と社会的効率性を踏まえて自動車製造業者等により決定される必要がある。特に、ASRについては、それを実際に積み卸し・積み替えすることに伴うコストや環境への影響もあることから、こうした観点も含めて実際の引取場所が設定されることが必要と考えられる。

なお、カーエアコンから回収されるフロン類の物流に関しては、相当程度現状のフロン回収破壊法における運用が踏襲されるものと考えられる。

【2．関連事業者の行為基準について】

(1)フロン類回収業者が従うべきフロン類の回収基準・運搬基準（法第12条、第13条第2項関係）

自動車リサイクル法のフロン類回収業者は、フロン回収破壊法の第二種フロン類回収業者から移行するものであるため、フロン回収破壊法の第二種フロン類回収業者の回収基準・運搬基準の内容を主務省令で規定することとする。

(2)解体業者・破砕業者が従うべき再資源化基準、破砕前処理業者が従うべき破砕前処理基準（法第16条第2項、法第18条第1項・第5項関係）

許可基準等検討タスクフォース/小委員会において既にパブリックコメントを踏まえて検討を終了した内容（5月22日合同会議資料4-4、4-5参照）を主務省令で規定する。

【3．フロン類回収料金・指定回収料金について】

(1)回収料金を定める基準（法第23条関係）

フロン類・エアバッグ類（ガス発生器）の回収と指定引取場所までの運搬に要する費用については、フロン類回収料金・指定回収料金としてそれぞれフロン類回収業者と解体業者が自動車製造業者等に請求可能な制度となっている。

自動車製造業者等がフロン類回収料金と指定回収料金を定めるにあたっての基準として、「回収・運搬を能率的に行った場合における適正な原価を勘案して定められるものである」旨を主務省令で規定する（主務省令で定める基準に適合していない料金に対しては、主務大臣が勧告・命令することができる）。

(2)フロン類回収業者又は解体業者が回収料金を請求する方法（法第23条関係）

フロン類回収業者と解体業者がそれぞれフロン類回収料金・指定回収料金を自動車製造業者等に請求するための手続きとして、フロン類回収業者の氏名又は名称及び事業所の名称、振込先の情報、請求するフロン類・エアバッグ類（ガス発生器）に係る使用済自動車の車台番号を記載した書面を自動車製造業者等に提出すべきことを主務省令で規定する。

実務上は、フロン類回収業者と解体業者は、事業者・事業所名と振込先情報を自動車製造業者等に予め登録しておき、自動車製造業者等が電子マニフェスト情報により引き渡されたフロン類・エアバッグ類（ガス発生器）に係る個別の使用済自動車の車台番号を把握することによって、回収の都度の請求を受けることなくフロン類回収業者・解体業者にフロン類回収料金・指定回収料金が支払われるような仕組みとすることが適当。

【 4 . 解体業者・破砕業者以外に引渡し可能な者及び全部再資源化認定（法第 3 1 条認定）について】

(1)解体業者・破砕業者以外に引渡し可能な者（法第 1 6 条第 4 ・ 5 項等関係）

自動車リサイクル法においては、解体業者は他の解体業者又は破砕業者に、破砕前処理業者は自ら破砕までを行わない場合には破砕業者に解体自動車（いわゆる廃車ガラ）を引き渡す義務があるが、主務省令で定める者に解体自動車を引き渡すことについても、その確実な引渡しの事実を証する主務省令で定める書類を主務省令で定める一定期間保存しておくことを前提に認められている。

主務省令で定める者を

- ・解体自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する方法（電炉・転炉を想定）

又は

- ・解体自動車の全部を製品の原材料として利用するものとして輸出する方法（いわゆる廃車ガラ輸出）

により解体自動車の全部を利用する者と規定する。

上記の主務省令で定める者に解体自動車を引き渡した事実を証する書面は、当該主務省令で定める者が作成した書面であって、解体業者（破砕前処理業者）の氏名又は名称、当該主務省令で定める者の氏名又は名称、解体自動車を引き取った年月日、解体自動車の車台番号が記載されたものとし、この場合解体自動車を引き渡した解体業者又は破砕前処理業者は当該書面を（後述の電子マニフェストの情報の保存期間と同様）5 年間保存すべき旨を主務省令で規定する。

車台番号については、実務上はリサイクル券や電子マニフェストシステムの画面コピーを活用することも想定される。

(2)全部再資源化認定（法第 3 1 条認定）(法第 3 1 条、第 3 2 条関係)

自動車リサイクル法においては、自動車製造業者等が解体業者等に委託して A S R を生じさせない方法で解体自動車（いわゆる廃車ガラ）を国内においてリサイクルする場合(自動車製造業者等が解体業者等に精緻な解体等の実施を委託し、電炉・転炉に廃車ガラを鉄鋼の原料として投入する場合を想定)には、自動車製造業者等は主務大臣の認定を受けることができ、これにより A S R 部分の再資源化預託金(リ

サイクル料金)の払い渡しを受けることができる制度が設けられている(いわゆる全部再資源化認定スキーム：法第31条、第76条第4項参照)。

主務省令においては、対象となる解体自動車全部利用者の定義と、自動車製造業者等が認定申請する際の手続きについて以下のとおり規定する。

全部再資源化認定の対象となる解体自動車全部利用者を、国内において解体自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する事業(電炉・転炉を想定)と主務省令で規定する。

自動車製造業者等が法第31条認定の申請をしようとするときは、あらかじめ、法第31条第2項に定める事項を記載した申請書に、本人確認のできる書類、全部再資源化の委託を受ける解体業者又は破砕前処理業者が自動車リサイクル法上の許可業者である旨を証する書類、全部再資源化の方法・設備・工程その他の内容を記載した書類(全体のコンソーシアム図や責任関係を示す書類)を添付する旨を主務省令で規定する。

変更の認定を受ける際の手続きも同様であるが、全部再資源化の委託を受ける解体業者・破砕前処理業者が法人であるときの法人の代表者の氏名の変更や法第三十一条第二項第四号に係る変更であって発生が抑制される自動車破砕残さの量を減少させないものについては、軽微な変更として、変更認定は不要なものと整理してこの旨を主務省令に規定する。

なお、全部再資源化認定の実務イメージは以下のとおり。(特定再資源化等物品関係検討タスクフォース/小委員会第5回会議資料5において提示済み)

- ・主務大臣の認定にあたっては、自動車製造業者等、解体業者、破砕前処理業者、電炉(転炉)業者等によって構成される具体的なスキーム全体をみて、そのスキームの実効性・確実性等を判断することとなる。
- ・なお、電炉会社等は廃車ガラを鉄鋼原料として有償で引き取ることが一般的であり、その場合法制的には廃車ガラが引き渡される時点で再資源化がなされているものと観念され、電炉会社等が廃棄物処理法上の業・施設許可等の規制を受けるものではないが、ダイオキシン類特別措置法や大気汚染防止法上の規制などの一般的な環境規制については当然にこれを満たすことが必要となる。

- ・自動車製造業者等においては、A S R リサイクルに係るコストがどれだけ低減可能か、リサイクル率の目標水準を達成するための手段として適切なものかどうか、スキーム全体が適切かつ確実なものかどうかといった面を総合的に判断して、こうした全部再資源化認定に関する取組みを進めていくものと考えられる。

【 5 . 自動車製造業者等の義務について】

(1)自動車製造業者等が従うべき再資源化基準（法第 2 5 条第 2 項関係）

自動車製造業者等が従うべき A S R 及びエアバッグ類（ガス発生器）の再資源化基準については、特定再資源化等物品関係検討タスクフォース/小委員会報告書の内容（5月22日合同会議資料3-2、3-3参照）を主務省令その他の規定において規定する。

(2)帳簿の備付け及び再資源化等の状況の公表（法第 2 7 条関係）

自動車製造業者等は、各々、年度ごとの帳簿を5年間保存する旨主務省令で規定する。

帳簿の内容は、特定再資源化等物品ごとに、リサイクル率を算出するための数値（A S R については投入施設が A S R 投入施設活用率を超えるものであることを示す記載を含む）、委託先の情報に加えて、収支状況（年度内における資金管理法から払渡しを受けたリサイクル料金の額と再資源化等に要した費用の双方）についての記載とし、各自動車製造業者等は毎年度当該内容を公表する旨主務省令で規定する。

特定自動車製造業者等（小規模製造業者・輸入業者）が指定再資源化機関に再資源化等を委託する場合には、指定再資源化機関が再資源化を行うとの整理であるため、委託者にはリサイクル率の基準は該当せず、リサイクル率に関する項目は捨象される。

なお、自動車製造業者等には、営業秘密の観点などに鑑みて可能な範囲で、主務省令で規定するもの以上についても公表に努めることがのぞまれるところ。

(3)再資源化の認定（法第28条、第29条関係）

自動車製造業者等（指定再資源化機関に委託する場合を除く。）は、ASRとエアバッグ類の再資源化に関して、その再資源化の体制について主務大臣の認定を得る必要があるところ。当該認定の基準として、再資源化に必要な行為を実施する者（以下「実施者」という。）が廃棄物処理法の業の許可条件である欠格要件に準じたものに該当しないこと等、再資源化に必要な行為を実施する者が有すべき施設について産業廃棄物処理施設の許可を有していること等を主務省令で規定する。

自動車製造業者等が法第28条認定の申請をしようとするときは、特段の理由がある場合を除き2ヶ月前までに、申請書に以下の書類を添付して主務大臣に提出する旨を主務省令で規定する。変更の認定を受ける際の手続きも同様であり、変更内容と関係する書類を添付することについてもあわせて主務省令で規定する。

- ・実施者についての、役員の氏名及び住所、発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の氏名又は名称、住所及び株式数・出資額、使用人（解体業許可基準で規定する使用人と同じ）の氏名及び住所等を記載した書類
- ・委託する場合には、業務を受託する実施者の本人確認のできる書類、実施者が受託業務を遂行するに足りる財政的基礎を有することを証する書類、再資源化に必要な行為に関する方法・設備・工程その他の内容を記載した書類
- ・再資源化に必要な行為の用に供する施設（産業廃棄物処理施設に該当する場合に限る）について、廃棄物処理法上の許可施設である旨を証する書類や最大処理能力等を記載した書類
- ・実施者が再資源化に必要な行為の用に供する施設の所有権（又は使用権限）を有することを証する書類

ただし、実施者が自動車リサイクル法又は廃棄物処理法上の産廃許可業者である旨を証する書類の提出でもって、上記添付書類の一部を不要とすることとする。

(4)表示義務（法第36条関係）

自動車製造業者等（輸入業者を含む）は、自動車を販売する時まで、自らの名称を、視認でき、かつ容易に消えない方法により表示する旨を主務省令で規定する。

実務上は、国内製造車については既にボンネット内に製造業者名の記載のある金属プレートがあるためそれを持って本義務に対応するものとし、輸入車についてはフロン回収破壊法におけるカーエアコンに関する表示に輸入業者名もあわせて表示することによって対応することが現実的であると想定される。

(5)自動車製造業者等の公表の方法（引取基準、フロン類・指定回収料金、リサイクル料金、再資源化等の状況の公表、指定引取場所）（法第22条第2項、第23条第4項、第27条第2項、第34条第1項、第39条関係）

上記についての自動車製造業者等の公表の方法は、時事に関する事項を記載する日刊新聞紙への掲載、インターネットの利用などの適切な方法で行う旨を主務省令で規定する。

・法第3章 登録及び許可

【1．引取業者・フロン類回収業者の登録について】

(1)登録基準（法第45条、第56条関係）

自動車リサイクル法の引取業者及びフロン類回収業者は、それぞれフロン回収破壊法の第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者から移行するものであるため、登録基準の内容についても同じ内容を主務省令で規定する。

なお、自動車リサイクル法上、自動車リサイクル法・廃棄物処理法に加えてフロン回収破壊法とこれらに基づく処分違反についても登録拒否事由となることについて留意が必要。

(2)登録申請手続き（法第43条、第46条、第54条、第57条関係）

自動車リサイクル法の引取業者及びフロン類回収業者は、それぞれフロン回収破壊法の第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者から移行するものであ

るため、その登録申請手続きの内容に準じて主務省令で規定することとする。

他方、自動車リサイクル法においては、役員の氏名と申請者が未成年者である場合の法定代理人が登録事項に追加されたことから、登録・更新申請時及び当該事項の変更時にはその旨及び登記簿謄本や法定代理人の住民票を添付書類として提出することが必要である旨をフロン回収破壊法の申請手続き省令の内容に加えて規定することとなる。

また、フロン回収破壊法においては各登録自治体（都道府県及び政令市）ごと事業所ごとの登録であったが、自動車リサイクル法においては各登録自治体（都道府県及び保健所設置市）ごと事業者ごとの登録となるため、その点について様式等が変更となる。

なお、自動車リサイクル法においては、フロン回収破壊法上の第二種フロン類回収業者がフロン類回収業者に移行する制度となっているため、フロン回収破壊法においては、フロン類回収業者の登録を早急に進める必要性から特例的に設けられていた「整備業者がフロン類回収業者として登録する場合の特例規定」が法律の規定上から存在しないことについても留意が必要。

(3)標識の掲示（法第50条等関係）

自動車リサイクル法の登録・許可業者は、登録・許可を有する事業者である旨を自動車所有者・使用者、関連事業者及び行政等に対してわかりやすくするために、主務省令で定めるところにより、事業所ごとに公衆の見やすい場所に標識を掲げる必要がある。

標識は、タテ20cm、ヨコ30cm以上の大きさで、業者であること、氏名又は名称、登録番号（許可番号）を記載したものとする旨主務省令で規定する。

実務上は、例えば、引取業者とフロン類回収業者を兼ねたものとして1つの標識とすることなどについても妨げるものではなく、上記の趣旨に鑑みて、見てわかりやすいものとするのがのぞまれる。

【 2 . 解体業・破砕業の許可について】

(1)許可基準（法第 6 2 条、第 6 7 条関係）

許可基準等検討タスクフォース/小委員会において既にパブリックコメントを踏まえて検討を終了した内容（5月22日合同会議資料4-4、4-5参照）を主務省令で規定する。

その他、許可の欠格事由の1つとして生活環境の保全を目的とした政令で定める法令やそれに基づく処分違反が自動車リサイクル法上規定されているが、その法令は、廃棄物処理法の業の許可の欠格事由と同一とする（大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）。

また、政令で定める使用人が欠格事由に該当する場合にも許可の欠格事由となるが、当該政令で定める使用人とは、廃棄物処理法の業の許可の欠格事由と同様に、本店又は支店の代表者、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で解体業・破砕業に係る契約を締結する権限を有する者がいるところの代表者とする。

(2)許可申請手続き（法第 6 0 条第 2 項、第 6 1 条、第 6 7 条第 2 項、第 6 8 条、第 7 0 条関係）

許可の更新期間は廃棄物処理法と同様5年とする旨政令で規定する。

許可申請・更新時には、許可基準に適合しているかどうかの審査のために、申請書に添付書類を付して都道府県知事等に提出する必要があるが、その具体的内容について以下のとおり主務省令で規定する。また、申請書記載事項が変更となる場合には、30日以内に変更届出が必要であるが、その場合は変更内容と関係する添付書類を添付する旨（破砕業者については、事業の範囲（破砕前処理or破砕処理or破砕前処理+破砕処理のいずれかの区分）の変更の場合には変更許可が必要であるが、この場合も許可時に準じた扱いとなる旨）や都道府県知事等は許可時に許可証を交付する旨についてもあわせて主務省令で規定する。

申請書記載事項

自動車リサイクル法第61条第1項に既に規定されている項目（申請者の名称・住所・代表者名、事業所の名称・所在地、役員等の氏名・住所、政令で定める使用人の氏名・住所（法人の場合のみ）、未成年者の場合の法定代理人の氏名・住所、事業の用に供する施設の概要）に加えて、

- ・標準作業書の内容
- ・既に解体業・破砕業の許可を得ている場合の当該許可番号
- ・解体業・破砕業を行おうとする事業所以外の場所で積み替え・保管を行う場合の当該場所の内容
- ・発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者がいる場合には、その氏名又は名称、住所及び株式数又は出資額
- ・政令で定める使用人の氏名及び住所（個人の場合のみ）
- ・施設について、産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合には、その許可番号等〈破砕業者のみ〉

を申請書記載事項として主務省令で規定する。

添付書類

添付書類として、以下を主務省令で規定する。

- ・解体業・破砕業を行おうとする事業所の図面と付近の見取り図と施設の所有権（又は使用権原）の証明書
- ・事業計画書と収支見積書
- ・本人確認ができる書類（法人は登記簿謄本と定款・寄附行為、個人は、住民票の写し又は外国人登録証明書と登記事項証明書）
- ・法人の場合には、役員の住民票の写し及び登記事項証明書、発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の住民票の写し及び登記事項証明書（個人株主等用）又は登記簿謄本（法人株主等用）
- ・政令で定める使用人の住民票の写し及び登記事項証明書
- ・未成年者の場合には、法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

既に他に解体業・破砕業の許可を得ている場合には、一定の条件を満たせばその許可証の提出でもって上記添付書類の一部を不要とすることや、許可更新時には特段の変更がなければ施設関係の添付書類を不要とすることとする。

(3) 標識の掲示（法第65条等関係）

登録業者の標識と同様。

(1)情報管理料金・資金管理料金を定める際の主務大臣認可手続きと各々の公表方法
について（法第73条第4項・第5項・第6項・第7項関係）

自動車リサイクル法においては、情報管理センターの情報管理業務に必要な費用を情報管理料金として、資金管理法の資金管理業務に必要な費用を資金管理料金として、自動車製造業者等が定めるリサイクル料金とは別に自動車所有者にご負担をいただく制度となっているところ。

情報管理料金・資金管理料金は、それぞれ情報管理センター・資金管理法が主務大臣の認可を受けて定めることとなっているが、その認可手続きとして、情報管理料金・資金管理料金の額及びその算出方法を主務大臣に提出し、適正な実施に要する費用の額を超えないこと及び特定の者に不当な差別的取扱いをするものではない場合に主務大臣が認可する旨を政省令で規定する（料金算定の前提となる実務構築の適正性等についても業務規程の認可等を通じて主務大臣が監督することが前提）。

また、その料金の公表の方法は、時事に関する事項を記載する日刊新聞紙への掲載、インターネットの利用などの適切な方法で行う旨を主務省令で規定する。

(2)再資源化預託金等に付する利息（法第75条関係）

自動車リサイクル法上、資金管理法に預託された再資源化預託金等には利息が付される制度となっているが、資金管理法は再資源化預託金等全体で運用を行うこととなるため、個別の再資源化預託金等への利息の付与は、全体の運用収益をもとに配分して行うこととなる。

その際、実際の運用収益と個別に付す利息の合計に乖離が生じないようにするため、ある年度の運用収益は当該年度末に預託されていた再資源化預託金等に利息として付すこととし、利息を付すタイミングは個別再資源化預託金等について自動車製造業者等による払渡し請求、輸出した自動車の所有者からの取戻し請求又は剰余金としての承認・認可申請時とする。

具体的には、各年度において、年度末に預託されている再資源化預託金等総額と当該年度における運用収益をもとにあらかじめ当該年度の利率を確定しておき、個別の再資源化預託金等に利息を付すタイミングで、その再資源化預託金等の元本に当該再資源化預託金等が預託された年度から利息を付すタイミングの前年度までの利率を乗じる（複利計算）ことにより計算する旨を主務省令で規定する。

(3)再資源化預託金等の払渡し手続（法第76条関係）

再資源化預託金等の払渡しを請求しようとする自動車製造業者等、指定再資源化機関又は情報管理センターの請求手続きとして、請求者の情報と振込先情報に加えて車台番号と特定再資源化等物品の別（情報管理センターには不要）を記載した申請書を資金管理法人に提出（情報通信の技術を利用した方法でも可）する旨を主務省令で規定する。

(4)再資源化預託金等の取戻し手続（法第78条関係）

自動車リサイクル法上、再資源化預託金等が預託されている自動車を輸出した場合（その他のケースは規定せず）には、当該自動車の所有者（中古車輸出業者であることが多いものと想定）は再資源化預託金等の取戻しを資金管理法人に請求可能な制度となっているところ。

取戻し請求の申請書類として、申請者（輸出をした自動車の所有者）の氏名又は名称、車台番号、再資源化預託金等の額、振込先情報等が記載された申請書に加えて、適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類（輸出をした自動車の車台番号が記載されている輸出許可書の写し及び船荷証券を想定）、取戻し請求が輸出された自動車の所有者に係るものであることを確認するための書類（当該自動車を輸出しようとした時点の自動車の所有者が確認できる書類として輸出抹消仮登録証明書（輸出予定届出証明書）の写しを想定）が必要である旨主務省令で規定する。

携行品扱いでの輸出手続きの場合など上記の書類が整わない場合には、再資源化預託金等の返還は不可能ということになる。

また、構内車の輸出の場合は輸出抹消仮登録証明書(輸出予定届出証明書)が存在しないことから、この場合に限って当該証明書は不要とする。

上記の取戻し申請者は、資金管理法人が定める手数料を納める必要があるが、資金管理法人がその手数料を定める際の主務大臣の認可手続きとして、手数料の額及びその算出方法を主務大臣に提出し、適正な実施に要する費用の額を超えないこと及び特定の者に不当な差別的取扱いをするものではない場合に主務大臣が認可する旨を政省令で規定する。

．法第 5 章 移動報告（電子マニフェスト制度等）

【 1 ．引取業者が使用済自動車の引取時に交付する書面について（法第 8 0 条関係）】

引取業者は、自動車所有者から使用済自動車を引き取る時は書面（引取証）を交付する義務があるが、引取りの証明及び最終所有者が後々使用済自動車に係る電子マニフェスト情報を引取業者に照会が可能なものとなるよう、その書面の内容を以下のとおりとし、引取業者は使用済自動車一台ごとに、引取り後遅滞なく、実態と書面記載事項に相違がないことを確認の上交付しなければならない旨主務省令で規定する。

- ・ 引取業者の氏名又は名称、登録番号、事業所の名称、所在地及び電話番号
- ・ 使用済自動車の車台番号
- ・ 引取りを求めた者の氏名又は名称
- ・ 使用済自動車を引き取った年月日
- ・ 再資源化預託金等の額

なお、実務的には資金管理法人が発行する預託証明書（リサイクル券）の一部が上記引取証として活用可能となるよう検討を行うことが適当。

また、相手方に方法を提示して書面又は電子情報での事前承諾を得れば、上記書面の交付に代えて、電子メール又は引取業者が作成した Web サイトから最終所有者がダウンロードするという形で情報通信の技術を利用して伝えることも可能とする旨政省令で規定する。

なお、例えば不法投棄され車台番号が削られているような場合など車台番号が存在しないときは、資金管理法人が車台番号の代わりに番号を指定する旨を主務省令で規定する。

【 2 ．移動報告（電子マニフェスト制度による報告）の内容及び方法等について】

(1)電子マニフェスト入力項目・方法（法第 8 1 条関係）

電子マニフェスト制度における各業者の入力必須項目を以下のとおりとし（入力

必須項目は必要最低限のものとしつつ、この他に物流・金流等を円滑化するための任意の項目も設けることとなる。実態と報告しようとする事項との間に相違がないことを確認の上、引取り又は引渡しの日から3日以内に報告を行わなければならない旨を主務省令で規定する。

車台番号及び事業所単位での報告となる点がキーポイントとなる。なお、実務上、システムでは入力負荷を最小限にするため、あらかじめ情報管理センターに事業所ごとの登録をしてもらって事業所コードで情報管理を行う予定。その上で事業所コードの入力により事業所名や所在地等が自動入力される機能、頻繁に入力する項目については辞書機能のような形でシステムに記憶させる機能、引渡報告がなされた情報がその引渡先の引取時報告をする際に一覧として表示される機能などについて整備していく方向。

引取実施報告

(共通項目)

- ・使用済自動車等に係る移動報告の番号
- ・使用済自動車等の引取りを求めた者の氏名又は名称及び住所と引取りを求めた事業所の名称及び所在地(引取業者においては引取りを求めた者の氏名又は名称のみ)(=引取元情報)
- ・自らの氏名又は名称及び住所と使用済自動車等を引き取った事業所の名称及び所在地(=引取先である自らの情報)
- ・使用済自動車等の車台番号

(引取業者個別項目)

- ・使用済自動車等の自動車登録番号・車両番号が預託証明書(リサイクル券)の番号が明らかである場合には、そのいずれかの番号(車台番号以外にもその自動車を特定することができる番号を入力することにより、取り違えや誤入力を防止するとの趣旨)
- ・使用済自動車にフロン類が充てんされたエアコンディショナーが搭載されている場合には、そのフロン類の種類(CFC・HFCの別)

(解体業者個別項目)

- ・引き取った使用済自動車の解体を自ら行わずに他の解体業者に引き渡すときは、その旨

引渡実施報告

(共通項目)

- ・使用済自動車等に係る移動報告の番号
- ・使用済自動車等の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所と使用済自動車等の引き渡しを受ける事業所の名称及び所在地(=引渡先情報)
- ・自らの氏名・名称及び住所と使用済自動車等を引き渡した事業所の名称及び所在地(=引渡元である自らの情報)
- ・使用済自動車等の車台番号
- ・使用済自動車等を引き渡すための運搬を委託する場合の運搬受託者の氏名又は名称及び廃棄物収集運搬業者としての許可番号(フロン類の運搬については不要。また、実務上、運搬を委託しない場合には、その旨を記入。)

(フロン類回収業者のフロン類の引渡し個別項目)

- ・フロン類の引渡しに使用するボンベ又はパレットごとに付された番号及びそれにより運搬されるフロン類の種類

(解体業者のエアバッグ類(ガス発生器)の引渡し個別項目)

- ・ガス発生器の引渡しに使用するパレットごとに付された番号(車上作動処理を行う場合には記入不要)

(解体業者・破砕業者の解体自動車の引渡し個別項目)

- ・解体自動車が全部再資源化認定(31条認定)に係るものである場合にあっては、その旨、委託をした自動車製造業者等の氏名又は名称、解体自動車全部利用者の氏名又は名称・住所と事業所の名称及び所在地
- ・解体自動車全部利用者に当該解体自動車を引き渡す場合には、解体自動車全部利用者が電炉等投入を行う者か廃車ガラ輸出を行う者かの区別

(破砕業者の自動車破砕残さの引渡し個別項目)

- ・自動車破砕残さの重量
- ・自動車破砕残さの引渡しに使用する運搬車の自動車登録番号等

(2) フロン類回収業者の一定期間ごとの再利用量等の報告（法第 8 1 条第 5 項関係）

フロン類回収業者は一定期間ごとに再利用量等の報告を情報管理センターに行わなければならない旨自動車リサイクル法上規定されている（フロン回収破壊法において、第二種フロン類回収業者が年度終了後に都道府県等に再利用量等の報告を行う制度から、電子マニフェスト制度の枠組みを利用した制度に移行したものの）。

具体的な報告の方法として、毎年度 1 回、年度終了後 1 月以内に、事業所ごとに電子マニフェスト制度を用いて情報管理センターに報告しなければならない旨及び以下が報告内容となる旨を主務省令で規定する。

- ・ 年度内に自動車製造業者等又は指定再資源化機関に引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ・ 年度内に再利用をしたフロン類の種類ごとの量及び当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号
（ 剰余金となるリサイクル料金を把握する観点から車台番号は必須であることが自動車リサイクル法上規定されている ）
- ・ 年度終了の日において保管していたフロン類の種類ごとの量

実態上は、電子マニフェスト制度のシステム上で、どの車台番号のフロン類を再利用したか等をチェックしておく機能を設ける等の利便性ある措置を講ずることとする。

(3) 電子マニフェスト制度による報告の方法（法第 8 2 条、第 8 3 条関係）

電子マニフェスト制度による報告は、原則電子情報処理組織を利用して報告を行う制度となっている（具体的には、関連事業者等がインターネット環境下で情報管理センターに報告を行うことを想定）が、情報管理センターが定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない旨を主務省令で規定する。

実務上は、一定以上のスペックを有するパソコンなどから、情報管理センターのシステムにインターネット上で接続すれば入力が可能なものとなる予定。

他方、例外的には、情報管理センターが主務大臣の認可を受けて定める額の手料を納めれば、関連事業者等は書面の提出（具体的には F A X での実務を想定）により電子マニフェストの報告を行うことができる制度となっているところ。

情報管理センターの手数料認可手続きとして、手数料の額及びその算出方法を主務大臣に提出し、適正な実施に要する費用の額を超えないこと及び特定の者に不当な差別的取扱いをするものではない場合に主務大臣が認可する旨を政省令で規定する。

また、書面の提出による報告を求める関連事業者等は、情報管理センターが定めるところにより行わなければならない旨を主務省令で規定する。

また、自動車リサイクル法では、特例として磁気ディスクにより情報管理センターに報告可能な制度も設けているが、電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により通常の方法で報告を行うことが著しく困難な場合であって情報管理センターが認めた場合とし、情報管理センターが定めるところにより行わなければならない旨を主務省令で規定する。

書面又は磁気ディスクの提出により報告がなされた際の情報管理センターによるファイルへの記録の方法は、電子計算機の操作によるものとし、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録の方法については、情報管理センターが定める旨を主務省令で規定する。

(4) ファイルの保存、閲覧の方法（法第84条、第85条、第86条関連）

情報管理センターにおけるファイルの保存期間は、報告を受けた日から五年とする旨を主務省令で規定する。

自動車リサイクル法上、関連事業者等は、自らが引き取ったことのある又は引取りを求められた使用済自動車等について、ファイル記録情報の閲覧やファイル記載事項の書類又は磁気ディスクでの交付を情報管理センターに請求することが可能となっているが、その請求は、情報管理センターが定めるところにより、関連事業者等の氏名又は名称及び住所と請求事項を記載した請求書を情報管理センターに提出する又は電子マニフェストシステムを利用して請求することにより行う旨を主務省令で規定する。

また、ファイル記載事項の書類又は磁気ディスクでの交付請求にあたっては、情報管理センターが定める手数料を納める必要があるが、情報管理センターの手数料認可手続きとして、手数料の額及びその算出方法を主務大臣に提出し、適正な実施に要する費用の額を超えないこと及び特定の者に不当な差別的取扱いをするものではない場合に主務大臣が認可する旨を政省令で規定する。

【 3 . 確認通知、都道府県知事等への遅延報告について(法第 8 8 条、第 8 9 条関係)】

(1)確認通知・遅延報告までの期間

電子マニフェスト制度においては、関連事業者からの引取・引渡報告が一定期間内に行われなかった場合、情報管理センターから最後の報告を行った関連事業者にその旨の通知を行って状況確認を求め（確認通知）、さらに一定期間経過しても引取・引渡報告がなされない場合、その旨を登録・許可権者である都道府県知事（又は保健所設置市長）に情報管理センターが報告することとなっている。

これは、使用済自動車の野積その他不適正な処理の未然防止を主な目的として設けられた制度であり、あまりにも長期間に設定することではその意味が薄れるが、極端に短い期間を設定することは現実的でないため、実態を踏まえた具体的な期間について、以下のように主務省令で規定する。

引取実施報告後引渡実施報告がない場合の確認通知・遅延報告までの期間

引取り後引渡しまでに要する期間は、引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者ごとにそれぞれの作業内容等に応じて違いがあるため、業者ごとの実態（参考参照）を踏まえ、業者の区分ごとに期間の設定を行い、かつ混乱を生じないように全ての使用済自動車等に一律な期間として定めることとする。

また、確認通知を行ってから遅延報告を行うまでの期間は、その間に各業者において当該使用済自動車等の状況等を確認し必要な対応をとるための猶予期間的な位置づけであることに鑑みれば、業者の区分によらず一律に定めることが適当。なお、フロン類回収業者のフロン類の引渡しについては、再利用の可能性もあるため、自動車リサイクル法の規定上確認通知・遅延報告の仕組みがない。

	確認通知までの期間	遅延報告までの期間
引取業者	30日	左記 + 10日
フロン類回収業者 (使用済自動車のみ)	20日	
解体業者	120日	
破砕業者	30日	

その際、特に解体業者に関して、部品取りを行うための車について保管の期間が長期化することや、冬期の降雪など季節的・地域的条件によって保管の期間が変動することがあるが、こうした実状を踏まえ、期間そのものは一律に定めた上で、部品取りその他適当な事由がある場合には、解体業者があらかじめ都道府県等に報告すること等により、当該自動車について遅延報告が行われた際に都道府県等が行う確認作業を簡便にするなどの柔軟な対応がとれるよう、運用上の工夫を行うものとするのが適当。

(参考)

【引取業者】

- ・自販連調査によると回答事業所の全てで20日以内に引渡しを行っている。
- ・中販連調査によると平均30日程度で引渡しを行っている。
- ・日整連調査によると平均的な期間で1週間以内に約4割、30日以内に約7割、90日以内に9割の事業所が引渡しを行っている。
- ・ただし、中販連及び日整連の調査では、長期化の要因として(解体に該当する)部品取りを行っている例が挙げられていることに留意が必要。

【フロン類回収業者】

- ・フロン類回収のみを専門に行っている業者は少なく、引取業者又は解体業者が併せてフロン類の回収を行っている場合が多い。
- ・実際の回収作業は、短時間で処理可能。
- ・なお、現在のフロン回収破壊法の施行状況を見ると、複数の業者で回収装置を共有している事例が見られ、装置の手配の関係で一定の期間が必要な場合が想定される。

【解体業者】

アンケート調査結果によれば、

- ・平均的な期間で30日以内に約9割、120日以内に98%の事業所が引渡しを行っている
- ・部品取りを行う場合や冬期における保管など長期化する例があるが、これら長期保管される台数が全体の処理台数に占める割合は、さほど大きくないと見積もられる(90日を超える保管で2%程度、120日を超える保管で1%程度と推計される)

【破碎業者】

アンケート調査結果によれば、

- ・破碎業者については、平均的な期間で1週間以内に約9割、30日以内に98%の事業所が引渡しを行っている。
- ・破碎前処理業者については、これよりも保管期間が長くなる傾向にあるものの、平均的な期間で30日以内には98%の事業所が引渡しを行っている。

引渡実施報告後引取実施報告がない場合の確認通知・遅延報告までの期間

引渡実施報告があった後の引取実施報告についての遅延報告等までの期間については、使用済自動車等の収集運搬等に必要な期間として数日間程度を定めることが適当。他方、自動車製造業者等においては、特にエアバッグ類（ガス発生器）とフロン類について多種多様かつ多数の業者から小口で多くの特定再資源化等物品を引き取ることになるため、事務作業に要する時間も鑑みて他の業者よりも長めにこの期間を設定することが適当。

なお、確認通知を行ってから遅延報告を行うまでの期間は、その間に各業者において当該使用済自動車等の状況等を確認し必要な対応をとるための猶予期間的な位置づけであることに鑑みれば、業者の区分によらず一律に定めることが適当。

引取実施報告をすべき者	確認通知までの期間	遅延報告までの期間
引取業者、フロン類回収業者 解体業者、破砕業者	5日	左記 + 3日
自動車製造業者等		
A S R	5日	左記 + 3日
エアバッグ類（ガス発生器） とフロン類	15日	左記 + 3日

(2)遅延報告の方法と都道府県知事等に報告される内容

情報管理センターは、上記の期間を経過しても引取実施報告後に引渡実施報告がない場合には使用済自動車等を引き取った事業所の所在地を管轄する都道府県知事等に、引渡実施報告後に引取実施報告がない場合には使用済自動車等を引き渡した事業所の所在地を管轄する都道府県知事等に（＝要すれば最後の電子マニフェスト報告があった事業所を管轄する都道府県知事等に）遅延報告を行う（情報通信の技術を利用した方法を想定し、それも可とする）こととし、その際の報告事項は以下とする旨を主務省令で規定することとする。

- ・使用済自動車等の引取り又は引渡しが行われていないおそれがある旨
- ・引取実施報告（引渡実施報告）を行った者の氏名又は名称及び住所と引取りを行った（引き渡した）事業所の名称及び所在地

- ・使用済自動車等の車台番号
- ・情報管理センターが引取実施報告（引渡実施報告）を受けた年月日
- ・情報管理センターが確認通知を行った年月日
- ・使用済自動車等の引渡しを受ける者の氏名・名称及び住所と使用済自動車等の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地＜引渡実施報告後引取実施報告がない場合のみ＞

情報管理センターは、フロン類の再利用等の報告に関して、年度終了後 1 月以内との期限を越えても報告を受けない場合又は報告に必要事項の記録又は記載がない場合には遅延報告をする制度となっているが、遅延報告は、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事等に行うこととし、その際の報告事項は以下とする旨を主務省令で規定する。

- ・フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所と事業所の名称及び所在地
- ・報告に必要事項の記録又は記載がない場合には、当該事項

(3)確認通知の方法

情報管理センターは、確認通知を行う場合には、相手方にあらかじめ書面又は情報通信技術を利用した方法での事前承諾を得れば、電子マニフェストシステム上で確認通知を行うことも可能とする旨主務省令で規定する。

なお、もともとの移動報告自体を電子マニフェストシステム上で行った関連事業者等は、その承諾を拒むことができない旨は自動車リサイクル法上に既に規定があるところ。

・ 法第 6 章 指定法人

【 1 . 指定法人の監督に関する規定について】

(1)業務規程の内容、事業計画の認可申請手続等（法第 9 4 条第 1 項、第 9 5 条、第 1 0 8 条、第 1 0 9 条、第 1 1 0 条関係）

業務規程に定める内容について、以下のように主務省令で規定する。

資金管理法人

- ・再資源化預託金等の管理の方法

- ・再資源化預託金等の預託に関する証明の方法
- ・その他資金管理業務に関し必要な事項

指定再資源化機関

- ・再資源化等業務の実施方法
- ・特定自動車製造業者等からの委託料金の額の算出方法
- ・各種料金（法第108条第1項各号に定める料金、フロン類回収料金及び指定回収料金、法第106条第6号に掲げる業務に関する料金）
- ・指定再資源化機関及び指定再資源化機関との間に再資源化等契約又は特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為の実施の契約を締結する者の責任に関する事項と委託料金の収受に関する事項
- ・その他再資源化等業務に関し必要な事項

情報管理センター

- ・情報管理業務の実施方法
- ・法第76条第2項の委託に係る料金
- ・その他情報管理業務に関し必要な事項

3 指定法人は、原則毎事業年度開始前に事業計画書及び収支予算書を主務大臣に対して提出して認可申請する旨と毎事業年度終了後3ヶ月以内に事業報告書及び収支決算書に貸借対照表を添付して主務大臣に提出する旨について、主務省令で規定する。

指定再資源化機関における各種料金の公表の方法は、時事に関する事項を記載する日刊新聞紙への掲載、インターネットの利用などの適切な方法で行う旨を主務省令で規定する。

(2)帳簿の備付け等（法第100条等、第116条関係）

資金管理法人は、資金管理業務に関する金銭の出入りについて、情報管理センターは使用済自動車等の引取り・引渡しの状況について、指定再資源化機関は業務ごとに実績や委託先の情報について、毎年度の帳簿を作成し、10年間保存する旨を主務省令で規定する。

また、情報管理センターは、毎事業年度、電子マニフェスト情報を集計して使用済自動車等の引取り・引渡しの状況について主務大臣に報告することとなっているが、当該報告は事業年度終了後3ヶ月以内に行うことを主務省令で規定する。

(3)指定取消し時の対応（法第104条第4項、第119条関係）

資金管理人及び情報管理センターが指定取消しとなった場合には、次に指定法人に指定された者に対して、預託金や保存する電子マニフェスト制度のファイルの記録を速やかに引き継ぐこととなっているが、その他業務に関する帳簿、書類及び資料についても引き継ぐこと等を主務省令で規定する。

(4)指定再資源化機関の委託基準（法第107条第2項関係）

指定再資源化機関が解体自動車の解体や破砕などの再資源化を他人に委託する場合の委託基準として、受託者が業務に必要な行為を業として実施するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、解体業・破砕業の許可にあたっての欠格要件に該当せず、かつ自ら業務を実施する者である旨を政令で規定する。

(5)指定再資源化機関における再資源化等契約の締結及び解除（法第112条関係）

指定再資源化機関は、特定自動車製造業者等（小規模製造業者・輸入業者）から1号業務として再資源化等の委託を受ける契約については、原則申込みに応じて契約締結する義務があるが、拒否可能な正当理由として、申込者が委託料金不払いや責任違反をして再資源化等契約を解除され、その解除の日から起算して一年を経過しない場合、再資源化等契約の申込者がその申込みに関し偽りその他不正の行為を行った場合を主務省令で規定することとする。

指定再資源化機関は、原則上記の再資源化等契約を解除してはならないが、例外としての正当理由を以下のとおり主務省令で規定する。

- ・ 特定自動車製造業者等が自動車の製造等をしなくなったこと
- ・ 特定自動車製造業者等の製造等に係る自動車の台数が特定自動車製造業者等としての資格を有することができる台数に該当しなくなったこと
- ・ 再資源化等契約を締結した特定自動車製造業者等が支払期限後2ヶ月以内に委託料金を支払わなかったこと
- ・ 契約中の特定自動車製造業者等が再資源化等業務規程に定める責任に関する事項に違反したこと

【 2 . 特定再資源化預託金等（ 剰余金 ）の取扱いに関する手続等について（ 法第 9 7 条、 第 9 8 条関係 ）】

再資源化預託金等が廃車ガラ輸出やフロン類の再利用等（ 預託されているリサイクル料金のうちエアバッグ類が事故等で全部展開した場合、 預託されているリサイクル料金のうちフロン類が事故等で全部カーエアコンから抜けていることが明らかの場合等についても含まれる ）により結果として剰余金となった場合には、 資金管理法人が主務大臣の承認・認可を受けて、 指定再資源化機関による離島対策・不法投棄対策等や自動車所有者における再資源化等預託金の負担軽減に利用することが可能な制度となっているところ。

政省令において、 この承認・認可の手続として、 必要金額と用途等を明示して主務大臣に申請する旨を規定することとする。

また、 上記を踏まえ、 資金管理法人における会計においては、 自動車製造業者等に払い渡すために預託されている預託金の勘定、 上記認可・承認を受けた預託金の勘定、 その他一般勘定、 を区分して経理する旨を主務省令で規定する。

再資源化預託金等が剰余金となる理由の 1 つとして、「最後に車検証の交付・返付があった日から 2 0 年を経過した自動車の再資源化預託金等」があるが、 例えば博物館にある自動車等を想定して、 一定の方法で資金管理法人に通知が行われた自動車についてはこの例外とする制度が存在するところ。 その手続として、「自動車の所有者の氏名又は名称及び住所、 自動車の車台番号、 自動車の用途を期限日の 1 ヶ月前までに資金管理法人に通知しなければならない」旨を主務省令で規定する。

【 3 . 離島の定義について（ 法第 1 0 6 条第 3 号関係 ）】

指定再資源化機関は、 一定の条件を満たす離島地域の市町村が一定の措置（ 例えば、 市町村による使用済自動車の共同搬出等を想定 ）を講ずる場合において、 当該市町村に対して再資源化預託金等から生じる剰余金を原資に資金の出えんその他の協力を行うことを業務の 1 つとするところ。

その対象となる離島地域の定義として、 離島振興法、 奄美群島振興開発特別措置法、 小笠原諸島振興開発特別措置法、 沖縄振興特別措置法の対象となる地域である旨を政令で規定し、 かつ、 地理的条件、 交通事情その他の条件により、 引取業者への使用済自動車の引渡しに他の地域に比して著しく困難なことを条件とする旨を主務省令で規定する。

その上で、 このメルクマールを満たす市町村の長の申し出を受けて主務大臣が公示した地域における市町村が上記の取組みを行っていることが指定再資源化機関が協力を行うための必要条件となる。

【1．廃棄物処理法の特例に係る規定について】

(1)指定再資源化機関の委託基準（法第122条第6項関係）

指定再資源化機関が解体自動車や特定再資源化物品の再資源化を委託する（受託者は廃棄物処理法上の業の許可を有することは不要）場合の委託基準として、受託者が業務に必要な行為を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、解体業・破砕業の許可にあたっての欠格要件に該当せず、かつ自ら業務を実施する者である旨を政令で規定する。

(2)使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を他人に委託する場合の基準（法第122条第11項関係）

自動車リサイクル法上、引取業者、フロン類回収業者、解体業者（使用済自動車を取りに行く場合と解体を行わずに他の解体業者に引き渡す場合に限る）が使用済自動車の運搬を他人に委託する場合には、委託基準に従う必要がある。

当該使用済自動車がもともと産業廃棄物として位置付けられる場合には廃棄物処理法上の産業廃棄物の収集運搬等の再委託基準が適用となるが、一般廃棄物として位置付けられる場合には、自動車リサイクル法の政令で定める委託基準に従う必要があるところ。その委託基準を、受託者が一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を有する事業者（事業の範囲に含まれる者に限る。廃棄物処理法上業の許可なく収集運搬が可能な者として位置付けられている者も含む。）であって、自ら業務を実施する者である旨を政令で規定する。

【2．報告徴収・立入検査について（法第130条、第131条、第134条関係）】

都道府県知事等が行うことができる引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者に対する報告徴収と立入検査の範囲、主務大臣（経済産業大臣の権限の委任を受けた経済産業局を含む（政令で規定））が行うことができる自動車製造業者等及びその委託を受けた事業者に対する報告徴収と立入検査の範囲について、政令で規定する。

以上